

平成 28 年度 第2回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市計画課

平成 28 年度第2回泉南市都市計画審議会

1. 日時 平成 29 年 1 月 17 日(火)
午後 6 時 30 分から午後 7 時 50 分まで
2. 場所 泉南市役所 2 階 大会議室
3. 出席者 川角 典弘、下村 泰彦、中尾 清、馬場 定夫、古谷 美枝子
河部 優、竹田 光良、南 良徳、森 裕文、和気 信子
居倉 順子、奥野 正章、柿本 繁雄、角谷 ヒサ子
4. 欠席者 中尾 精宏
5. 審議会から出席を要請された者
市長 竹中 勇人
副市長 清田 正彰
6. 事務局職員として出席した者
都市整備部長 奥田 雅則
都市整備部 次長兼都市計画課長 稲垣 豊司
住宅公園課 課長 阿波屋 幸喜、参事 眞田 知彦、主査 奥野 誠也
都市計画課 課長代理 石橋 広和、主幹兼係長 市川 裕康、副主任 小西 至一
7. 本審議会に報告された案件
 - ・ 「南部大阪都市計画緑地(第 0-2 号りんくう公園)の変更」について(諮問)
 - ・ 「南部大阪都市計画用途地域の変更」について(付議)
 - ・ 「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について(付議)
 - ・ 「南部大阪都市計画地区計画の変更」について(付議)
 - ・ その他「りんくう公園のマーケットサウンディング」について

会長

みなさん、こんばんは。

ご案内の時刻になりましたので、ただ今から、平成28年度第2回泉南市都市計画審議会を開催いたします。傍聴人の方いらっしゃらないようなので、このまま進めさせていただきます。

それでは、審議に入る前に、事務局から委員の出席状況を報告させていただきます。

事務局

本日の出席状況を報告させていただきます。

現在委員15名中14名の出席をいただいております。

当審議会の定足数は、泉南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上となっております。

従いまして、当審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日、中尾 精宏委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元に、会議次第、委員名簿、その他の資料を配布させていただきました。

また、年明け早々に各委員の皆様にご挨拶をしております。

ご確認いただき、不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございますが、

本審議会会長の大阪観光大学名誉教授の中尾 清委員でございます。

会長職務代理の大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村 泰彦委員でございます。

和歌山大学システム工学部講師の川角 典弘委員でございます。

泉南市農業委員会職務代理の馬場 定夫委員でございます。

泉南市人権擁護委員の古谷 美枝子委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、

市議会議員の河部 優委員でございます。

市議会議員の竹田 光良委員でございます。

市議会議員の南 良徳委員でございます。

市議会議員の森 裕文委員でございます。

市議会議員の和気 信子委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による市民委員で、
居倉 順子委員でございます。
奥野 正章委員でございます。
柿本 繁雄委員でございます。
角谷 ヒサ子委員でございます。
続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。
竹中市長でございます。
清田副市長でございます。
都市整備部より部長の奥田でございます。
住宅公園課課長の阿波屋でございます。
住宅公園課参事の眞田でございます。
住宅公園課主査の奥野でございます。
都市計画課課長代理の石橋でございます。
都市計画課主幹兼係長の市川でございます。
都市計画課副主任の小西でございます。
そして、わたくし都市整備部次長兼都市計画課長の稲垣でございます。
どうぞ、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

会長

ありがとうございました。
ただいま、事務局から報告がありましたとおり、本審議会は適法に成立しております。
それでは審議会の開会にあたりまして、竹中市長が出席されておりますので、一言ご挨拶をお願いしたい
と思います。
よろしくお願いいたします。

市長

みなさん、こんばんは。本日は、このお寒い中、また、新年の何かとお忙しい中、ご出席いただき誠にあり
がとうございます。本日の都市計画審議会でございますけれども、りんくう公園の変更とそれに伴う地域地区
の変更等の議案でございます。

りんくう公園でございますけれども、今までサザンスタジアムがりんくう公園の中になかったわけでござい

ます。このサザンスタジアムの部分を公園に含みまして、それと同じ面積を公園の区域から大阪府の売却予定地として、交換するという変更でございます。

今回の変更で公園にサザンスタジアムが含まれ、公園の施設として活用できるという事になります。また、りんくう公園から除外する大阪府の売却予定地につきましては、できればホテル用地として活用したいと思っております。現在、民間事業者による公園整備を目指して、マーケットサウンディングを行っているところでございます。そのマーケットサウンディングの結果を受けて、ホテル用地と公園を活用した、にぎわいづくり、また雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。つきましては、後ほど担当の方からの詳しい説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

本日は、審議の案件が4件となっております。

今回の4件の議案は密接に関連している案件となっている事から、事務局から、4件の議案を一通り、説明した後、一括して審議をお願いしたいとの申し出を受けております。

私も、今回の都市計画変更の全体を把握し、一括してご審議いただく方が分かり易いと思いますが、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。

一括してご説明いただいて、まとめて、ご意見、ご質問をいただく形で会議を進めてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

それでは、4案件を一括して、事務局から説明をしていただきます。

事務局、お願いします。

事務局

それでは、第1号議案「南部大阪都市計画緑地(第0-2号りんくう公園)の変更」について、ご説明いたします。まず、この第1号議案については、大阪府決定案件の都市計画となります。

現在、泉佐野市、田尻町、泉南市にまたがるりんくう公園は、広域都市計画ですので、大阪府が都市計画変更の手続きを進めており、都市計画決定権者である大阪府から泉南市へ意見照会がきております。

その為、本審議会にお諮りし、大阪府へ回答を行うものでございます。

それでは、りんくう公園の説明いたします。りんくう公園は、泉佐野市のりんくうタウン駅周辺から田尻町、泉

南市のサザンビーチ周辺までの2市1町にまたがっており、りんくう公園は、りんくうタウン南地区のまちびらきから約20年が経過し、周辺を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴い、泉南市の上位計画等の位置づけも変化してきております。

平成27年7月に策定した都市計画マスタープランにおいて、「サザンスタジアムなどの既存施設も含めた施設や機能の在り方の検討を踏まえ、全ての人が憩い・交流できる公園整備を図ります。」と示し、平成27年10月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「新たな都市公園として整備し、レクリエーションゾーンとして、まちづくりの拠点とする。」と示しています。

これらを受けて、議案書の2ページの理由になりますが、南部大阪都市計画緑地第0-2号りんくう公園は、広く府民にレクリエーション及び憩いの場を提供するための緑地として位置づけられているが、緑地の機能向上及び利用増進を図るため、一部区域において都市計画の変更を行うものでございます。国際空港の玄関口にふさわしい景観の創造を図るために計画された、りんくうタウンの海沿いに広がる都市計画緑地でございます。

議案書3ページの位置図になります。

今回の変更箇所はりんくう公園の中の最南端の部分となります。

議案書4ページの計画図でございます。

図面上のうすい赤色で着色している箇所が、今回、りんくう公園に追加する区域となります。

黄色で着色している箇所が、今回、りんくう公園から除外する区域となります。うすい赤色の部分は公園機能の向上を図るため、既設の運動施設であるサザンスタジアム(約1.2ha)の区域をりんくう公園に追加します。黄色の部分はりんくうタウンの活性化と公園とまちとの一体的な利用を図るため、りんくう公園の一部を公園区域から約1.2ha除外し、民間のにぎわい施設を誘致する区域に変更します。

今回の都市計画の変更による都市計画名称に変更はなく、また、約1.2haを区域に追加し、約1.2haを区域から除外している為、面積の増減もありません。

以上で第1号議案の説明を終了いたします。

次に、第2号議案「南部大阪都市計画用途地域の変更」について、ご説明いたします。

議案書の1ページについては計画書でございます。今回の都市計画変更後の泉南市の用途地域の内訳となっております。次に議案書の2ページになります。変更理由については、

りんくうタウン南地区において、まちびらきから約20年が経過し、当地区を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴い各上位計画等での位置付けも変化してきているため、産業拠点及び交流・レクリエーション拠点における土地利用を見直すこととし、地区計画の変更と合わせて用途地域の変更を行います。

続きまして、議案書の3ページになります。

3ページの計画図が変更後のりんくうタウンの用途地域となります。

変更箇所は大きく分けて2か所にあり、今回の変更で準工業地域になる部分と今回の変更で近隣商業地域になる部分とに分かれます。

詳細については、5ページの新旧対照図をもとに説明いたしますが、はじめに、簡単ではございますが、建ぺい率と容積率について前のスクリーンでご説明いたします。

概略のイメージ図を使つての説明となりますので、詳細な考え方については割愛させていただきます。

まず、上段の200という数字ですが、これは容積率が200%以下ということを表しています。

下段の60という数字は、建蔽率が60%以下ということを表しています。

建ぺい率は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合となりますが、前の図で説明させて頂きますと赤い破線が敷地を表しています。敷地面積が1000㎡の場合、建築面積(茶色の部分)が600㎡であれば、 $600\text{㎡} \div 1000\text{㎡}$ で建ぺい率60%となります。

土地の中にどれくらい建築物の平面があるかという指標となります。

容積率は建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合となりますが、前の図で説明させて頂きますと水色の部分で、例えば1階から3階まで同じ形の3階建てで、1階から3階までそれぞれ延べ面積600㎡の場合、各階の水色の部分を合計した延べ面積が1800㎡となり、 $1800\text{㎡} \div 1000\text{㎡}$ で容積率が180%となります。実際に建物を建てる場合は、この都市計画で定めている建ぺい率、容積率の数字以下としなければなりません。

議案書の4ページについては、新旧対照表として、今回の変更により、面積の増減がある箇所については、黒字と赤字の2段書きで記載しております。例えば4ページ4段目の一番左に「第1種住居地域」とあるかと思えます。そのすぐ右横に黒字で約396ha と記載しているものが変更後、赤字のカッコ書きで約424ha と記載しているものが変更前となっております。なお記載の数字は泉南市全域での数値となっております。

議案書の5ページの新旧対照図をもとに用途地域の変更箇所の説明を致します。

丸1については、第1種住居地域から準工業地域へと変更いたします。容積率200%、建蔽率60%で変更はありません。

丸2については、第1種住居地域から近隣商業地域へと変更し、容積率200%を300%に、建蔽率60%を80%に変更いたします。

丸3については、準工業地域から近隣商業地域へと変更し、容積率に変更はなく、建蔽率60%を80%に変更いたします。

丸4については、工業地域から近隣商業地域へと変更し、容積率200%を300%に、建蔽率60%を80%に変更いたします。

丸5については、準工業地域から近隣商業地域へと変更し、容積率200%を300%に、建蔽率60%を80%に変更いたします。以上で第2号議案の説明を終了いたします。

引き続き、第3号議案、「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について、ご説明いたします。前のスクリーンをご覧くださいながら、進めたいと思います。前のスクリーンをご覧ください。

先ほどの第2号議案でご説明した用途地域の計画図でございます。

建蔽率は、凡例にあります様に、計画図の○の下段に記載の通り、60パーセント若しくは80パーセントでございます。

議案書2ページに理由を記載しておりますが、用途地域の変更と併せて、都市計画マスタープランの都市防災の方針に基づきまして、りんくうタウン南地区全域を準防火地域に指定するものでございます。少しだけ、準防火地域についてご説明をさせていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。準防火地域は、都市計画法に規定される「市街地における火災の危険を防除するために定める地域」でございます。建築物の外壁・軒裏の材料や窓などの開口部の仕様等に対して、一定の防火性能が必要とされる区域のことでございます。

一昨年の7月に本審議会でご承認いただきました都市計画マスタープランにおきましては、都市防災の方針の中で、建蔽率60パーセント以上の市街化区域においては、準防火地域の指定を進めることとしておりますので、今回、用途地域の変更に際し、同時にりんくうタウン南地区全域を準防火地域に指定するものでございます。

それでは、議案書5ページの新旧対照図でご説明いたします。

前のスクリーンで、青色破線で囲まれておりますのが、りんくうタウン南地区でございます。

灰色で着色しておりますのが、現在の準防火地域でございます。今回、前のスクリーンで、薄い赤色で着色した区域を準防火地域に指定するものでございます。

青破線のりんくうタウン南地区内が全て着色されております。

議案書3ページ、計画図のとおり、りんくうタウン南地区の全てを赤斜線で着色しておりますとおり、準防火地域となります。

準防火地域になりますと、都市計画の変更告示、即ち変更が決まった日以降に、建築物の新築・増改築の際は、準防火仕様、簡単に申しますと、燃えにくい構造としなければなりません。ただし、既存の建築物については、増改築しない限り、制限を受けません。第3号議案、準防火地域の変更についてのご説明は、以上でございます。

事務局

続きまして、第4号議案、地区計画の変更について、ご説明いたします。前のスクリーンをご覧くださいながら、進めたいと思います。前のスクリーンをご覧ください。

議案書6ページに理由を記載しておりますが、りんくうタウンは、まちびらきから、約20年が経過し、取り巻

く情勢が変化しておりますので、泉南市の総合計画等の上位計画を踏まえまして、土地利用計画を見直しました。

今回は、りんくうタウンを海側と山側に分けて、土地利用を検討しました。

まず、りんくうタウンの海側でございます。交流レクリエーション拠点として、官民連携による魅力的な公共空間の創出(りんくう公園のPFI事業)や企業誘致区画へのにぎわい施設誘致などを促進します。

次に山側でございます。産業拠点として、産業活動を継続し易い土地利用環境を整備するとともに、大規模集客施設を中心に、市の新たな都市核として、交流とにぎわいをより一層創出し、海側の交流・レクリエーション拠点の活性化を促進します。

以上のことを踏まえ、用途地域の変更と合わせて本案のとおり地区計画を変更するものでございます。

少しだけ、地区計画についてご説明をさせていただきます。

先ほど説明いたしました用途地域などによるまちづくりは、都市計画法や建築基準法により、日本全国の都市計画区域で同じように取り扱われるものでございます。

一方、地区計画は、地区計画の区域にのみ適用される建築物等の制限に関する条例を定めます。

その条例による制限、例を挙げますと、建築物の用途、敷地面積の最低限度、外壁の後退距離等が、都市計画法や建築基準法に上乘せされ、地域特有のルールに従って、まちづくりを行うものでございます。

それでは、議案書7ページ計画図でございます。前のスクリーンは、計画図の基となるりんくうタウン南地区の図面でございます。

議案書の計画図は、これからご説明する線と面を重ね合わせて作成しておりますので、スクリーンでそれぞれの線と面について、順に説明させていただきます。

まず黄色が都市計画道路、太い黒枠が都市計画施設の緑地・公園・下水道施設でございます。

薄い茶色が、地区施設道路で、現在、ほぼ完了し、市の道路となっております。

緑色が、地区施設としてのその他公共空地、通称沿道緑地でございます。

スクリーンで太い青色の線で囲っておりますのが、りんくうタウン南地区の地区計画の区域でございます。りんくうタウン南地区全域でございます。この区域について、議案書1ページから2ページに記載しております区域の整備・開発及び保全の方針を定めております。先ほどのりんくうタウンの土地利用計画に即した地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針で構成しております。

前のスクリーンで赤色一点鎖線で囲っておりますのが、地区整備計画の区域でございます。りんくうタウン南地区の内、岡田浦、樽井の両漁港周辺及び内陸側に配置しているりんくう南浜1号緑地を除いた区域でございます。この区域について、議案書3ページから5ページの地区整備計画を定め、建築物等に関する事項について制限等を設けております。

スクリーンで赤色破線が、地区の区分線でございます。地区整備計画の中を先ほどの土地利用計画に基づ

きまして、議案書4ページのりんくうA地区と議案書5ページのりんくうB地区に分ける線でございます。

りんくうタウンの地区整備計画の区域は、約112ヘクタールありますので、A地区及びB地区を更に細かく区分し、まちづくりを進める必要がありますので、次のスライドから細区分のご説明をいたします。

前方のスクリーンで薄い青色で着色した区域がA地区に区分した区域を更に細かく分けた、地区の細区分、りんくうA地区1でございます。次に薄い黄色で着色した区域が、りんくうA地区2でございます。引き続きスクリーンで薄いピンクで着色した区域がりんくうA地区3でございます。前のスクリーンで水色で着色した区域がりんくうA地区4でございます。

次に海側に移りまして、前のスクリーンで薄い緑色で着色した区域が、B地区に区分した区域を更に細かく分けた、地区の細区分、りんくうB地区1でございます。引き続き、りんくう公園から除外し、企業誘致区画に変更する箇所、前のスクリーンで薄いピンクで着色した区域がりんくうB地区2でございます。次に、前のスクリーンで薄い緑色で着色したりんくう公園の区域がりんくうB地区3でございます。

前のスクリーンが地区の細区分の全体を示したものでございます。

引き続き、各地区及び細区分毎の内容をご説明いたします。それでは、まず、りんくうA地区全体に関わる内容のご説明をさせていただきます。議案書4ページ、真ん中から少し下の方でございます。

前のスクリーンをご覧ください。赤色の線で囲っている区域は、りんくうA地区全体でございます。

A地区に共通する主な変更点は、一つ目として、建築物の敷地面積の最低限度、通称、最低敷地面積でございます。従来、2000㎡と500㎡の箇所がございましたが、今回、一律に500㎡と致します。

二つ目は、壁面位置の制限、通称、壁面後退等でございます。現状では、道路から3mの後退、また、隣地境界からは、敷地面積に応じて、2000㎡以上の場合には3m、1000㎡以上の場合には1.5mの後退としておりましたが、増築等の件数が増加しておりますので、今回、隣地境界からの地区計画での後退制限をなくすとともに、道路境界からの後退距離を1.5mに変更するものでございます。

三つ目は建築物等の形態又は意匠の制限の内、屋外広告物について、建築協定の内容を踏襲し、自家用に限ることとしております。

四点目は、りんくうタウンの設計マニュアルで緑地面積を20%としていたものを、今回、都市緑地法に基づく緑化率の最低限度として、20%と定めます。ただし、こちらは、新築及び床面積の1.2倍以上の増築の場合に適用します。

次に各地区の細区分の内容について説明いたします。

前のスクリーンで薄い青色で着色した箇所、りんくうA地区1のご説明をいたします。

議案書4ページ左側の欄でございます。用途地域は準工業地域で、現在の地区計画の建築物等の用途の制限と変更になるものは、ございません。

建築してはならないものは、準工業地域で建築できないものに加えまして、住宅系、学校、場外馬券売場等、

自動車教習所、畜舎、劇場等、風俗営業の用に供するものでございます。尚、学校につきましては、幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校は除くものとします。

続いて、前のスクリーンで薄い黄色で着色した箇所、りんくうA地区2のご説明をいたします。議案書4ページの真ん中辺りでございます。用途地域は準工業地域で、今回、地区計画の建築物等の用途の制限で変更になるものは、共同住宅でございます。地域の基幹病院や商業施設に隣接していることから、建築できることに変更しております。建築してはならないものは、準工業地域で建築できないものに加えて、共同住宅を除いて、A地区1と同じでございます。次に前方のスクリーンで、薄いピンク色で着色した箇所、りんくうA地区3のご説明をいたします。

議案書4ページの真ん中辺りでございます。用途地域は近隣商業地域に変更し、今回、地区計画において、建築物等の用途制限を変更するものは、劇場・映画館等でございます。現在は、公聴会で意見を聴取し、特例で許可されたものに限っておりますが、用途地域を近隣商業地域に変更することと併せて、りんくうタウンのにぎわいを創出するため、建築できることとしております。建築してはならないものは、近隣商業地域で建築できないものに加えて、住宅系、宝くじ売場等除く場外馬券売場等、自動車教習場、動物病院、ペットショップ・ペットホテルに付属するものを除く畜舎、ゲームセンターを除く風俗営業の用に供するものでございます。括弧書きの除くものにつきましては、現在も地区計画の制限に該当してはおりませんが、より明確に表記したものでございます。

引き続き、前のスクリーン薄い水色で着色した箇所、りんくうA地区4のご説明をいたします。議案書4ページの右端でございます。用途地域は工業地域で、現在の地区計画の建築物等の用途の制限と変更になるものはございません。建築してはならないものは、工業地域で建築できないものに加えて、住宅系、場外馬券売場等、自動車教習場、畜舎、風俗営業の用に供するものでございます。

続きまして、海側のりんくうB地区のご説明に移ります。

まず、りんくうB地区全体に関わる内容のご説明をさせていただきます。

議案書5ページ、真ん中から少し下の方でございます。前のスクリーンをご覧ください。赤色の線で囲っている区域は、りんくうB地区全体でございます。尚、岡田浦、樽井の両漁港につきましては、本来の漁港としての機能に加えて、交流の場として、公園と連携を図るよう考えておりますが、地区計画による建築物の用途制限は行いません。

B地区に共通する変更点は、一つ目は、A地区同様、屋外広告物について、建築協定の内容を踏襲し、自家用に限ることとしております。

二点目もA地区同様に、緑化率の最低限度を20%と定めます。次にりんくうB地区の各細区分の内容について説明いたします。

前のスクリーンで薄い緑色で着色した箇所、りんくうB地区1のご説明をいたします。

議案書5ページ左側の欄でございます。今回、前のスクリーンの薄い黄色で着色した下水道処理場である水みらいセンターの区域を除いて、公園施設等に限ることいたします。尚、公園内の建築物でございますので、最低敷地面積の制限や壁面後退等はございません。

引続きスクリーン、薄いピンク色で着色した箇所、りんくうB地区2のご説明をいたします。

議案書5ページの真ん中辺りでございます。先ほど、ご説明いたしました公園区域から除外し、企業誘致区画に変更する箇所でございます。用途地域を近隣商業地域に変更する箇所、現在の地区計画では、建築物等の用途の制限はございません。この区域には、公園と一体となった、にぎわい施設の誘致を考慮しており、りんくう公園との回遊性を確保するために、公共的空間を設けることとしております。建築してはならないものは、にぎわい施設の誘致を考慮しておりますので、りんくう A 地区3と同じでございます。この箇所は、最低敷地面積は 500 m²、ただし、前のスクリーンで緑色の破線部分は、壁面後退等を道路から5mとし、後退部分には、景観に配慮した沿道緑地帯などを設けることとしております。

次に前のスクリーン、薄い緑色で着色した箇所、りんくう公園の区域である りんくうB地区3のご説明をいたします。

議案書5ページ右側の欄でございます。用途地域は近隣商業地域に変更する区域で、現在の地区計画では、整備計画区域外となっており、建築物等の用途の制限はございません。今回、前のスクリーンの薄い黄色で着色した下水道の中部ポンプ場の区域を除いて、B地区1と同様、公園施設等に限ることとしております。

最後に本日ご審議いただく案件の経過について、4つの議案を合わせてご説明いたします。

前のスクリーンをご覧ください。平成28年9月14日に府市合同でりんくうタウンの都市計画に関する説明会を開催いたしました。ご案内は、広報せんなん9月号に掲載し、また、りんくうタウン内の関係権利者の方には、案内状を配布させていただきました。

その後、大阪府ではりんくう公園の都市計画変更について平成28年9月15日から29日までを公述申出の期間を設け、10月12日に公聴会の開催を予定しておりましたが、申出がございませんでしたので、公聴会は中止となりました。

また、泉南市では、地区計画の作成に基づき、再度、りんくうタウン内の関係権利者にお知らせを配布し、地区計画素案の縦覧を10月12日から26日まで行い、翌27日から11月4日まで意見募集を行いましたが、ご意見はございませんでした。

以上の手続きに関連して、ご意見等がございませんでしたので、大阪府、泉南市ともに、都市計画案の作成を行いました。

本日、ご審議いただいております4案件につきまして、広報せんなん12月号に掲載し、また、りんくうタウン内の関係権利者の方には、お知らせを配布させていただき、府・市同時に、12月5日から19日まで、都市計

画法第17条に基づく都市計画案の縦覧及び意見書の募集を行いました。ご意見はございませんでした。

なお、一連の手続きは、泉南市ホームページにて資料等の掲載を行いました。

用途地域、準防火地域、地区計画の都市計画変更については、市決定案件でございますので、本日、泉南市都市計画審議会にお諮りしております。

また、りんくう公園につきましては、大阪府決定案件でございますので、大阪府から泉南市あてに意見照会がされており、本日、委員の皆様にお諮りし、大阪府に市の意見を回答する予定でございます。

大阪府は、りんくう公園の都市計画変更について、2月10日に大阪府都市計画審議会に付議する予定でございます。

今回の大阪府と泉南市の都市計画変更は関連性が高いことから、4件同時に告示を行う予定でございます。なお、地区計画につきましては、建築物に関する条例がございますので、3月の泉南市議会に上程する予定でございます。長くなりましたが、ご説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今の4件の議案の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

まず、ご意見、ご質問につきましては、何号議案であるか、何ページであるかということをご指示いただければと思います。

委員(A)

内容は、よくわかりました。確かに1号から4号まで一連のものであるということも理解できました。ただ、不明瞭なのは、この地区をこの先どのようにしていくのかということであって、ランドデザインのようなものがあると思うのです。それが明らかではないので、手続き、条件整理、環境整備を行おうとしている先に、どういう都市づくりを進めていくのかが見えてこないんです。それが明確でないと、委員の皆さんも意見の出しようがないと思います。説明のあったように、緑地を変更、用途を変更、準防火地域を変更、地区計画を変更するというのは、それはそれでいいのですが、変更された後にりんくうタウンがどうなるのかというところが、全くわからないので、他の委員の皆さんも意見の出しようがないと思います。りんくうタウンをにぎわいのある地区にしていこうというのは漠然とわかります。そのにぎわいを創出するための具体的なデザインはあるのか、また、大阪府は、どのように考えているのでしょうか。今回の変更、条件の整理自体は何も問題はないと思いますが、その先にあるべき姿をはっきりさせてもらえないと、議論が難しいと思います。

会長

ありがとうございました。

事務局いかがですか。あるいは、市長の方からお答えいただけますか。

市長

りんくう公園は、大阪府の府営公園になる予定であったのですが、りんくうタウンのまちびらきから20年を経過した現在も、全く手付かずの状況でございます。このような状態を放置できないということで、従前から大阪府関係部署とりんくう公園の在り方について協議をまいりましたが、3年ほど前に大阪府に対して泉南市の公園として事業化できないかということをお話しさせていただきました。また同時に、分譲用地にあるサザンスタジアムを公園に編入し、公園用地の一部を分譲用地に変更する、即ち交換するという話をさせていただきました。これらの話が合意にいたって、都市計画上、本日お示している案になっているところでございます。りんくう公園をどのような公園にしていくべきかということは、市の方で設計を行い、それに沿ってすすめていくという方法もございます。しかし、官民連携でにぎわいのある都市公園の整備事業をすすめていく上で、民間事業者にとって参入しやすい条件やニーズをしっかりと把握しなければならないと思っております。そのためのマーケットサウンディングを現在実施しております。そのマーケットサウンディングの調査の結果を踏まえ、都市公園事業者募集の仕様を作成してまいりたいと考えておりますので、現在は、公園の整備内容といったしましては、マーケットサウンディングで調査中ということになります。公園として最も利用価値が高く、市民のみなさんが望まれるであろう施設を計画していきたいと考えています。都市公園法の枠内で、民間事業者の自由な発想を生かして公園を整備してまいりたいという考えでこのような進め方をしています。以上です。

委員(A)

話が非常に漠然としていて、ほとんど分からないのですけれども、何か目指すところがあって、今回の変更で、近隣商業地域を増やしているわけです。りんくうタウンににぎわいを創出したいと考えてのことだと思えます。ホテルの誘致を進めるというのはわかります。それ以外の部分について具体的なデザインを持たずにこのような変更を行うのでしょうか。別に反対しているわけではないです。にぎわいを創出するというのは、おおいに結構なことです。市民のみなさんにとっても大事なことですから、最初にもっとよくわかる、理解できるものを示していただかないと市民のみなさんも反応のしようがないと思うのです。今の状況では、条件整備をし、環境整備をし、それから何年たってもそのままですという事になりかねないと思うのです。

市長

りんくう公園につきましては、マーケットサウンディングで、どういう風な公園整備事業が適しているのかを

民間の事業者にご意見を伺って、それを反映し、泉南市に最も適する公園整備をすすめてまいりたいということでございます。りんくう公園は、広域的な公園として、府営公園を前提に大阪府が都市計画決定をしていますが、先ほどご説明したとおり、泉南市の方で活用を出来るようにしていただいておりますので、泉南市営のりんくう公園という形で泉南市域だけの開設を考えております。公園整備の主体は、泉南市でございますが、PFI事業という形で実際に民間事業者が施設等の整備を行っていただくという考えでございます。

委員(A)

りんくう公園は、本来、府営公園としての整備を前提に大阪府が都市計画決定するものです。公園の具体的なデザインについて、市が説明できないのであれば、大阪府の方に出席していただき、ご説明いただいた方が良いでしょうと思います。

市長

公園整備については、大阪府ではなく泉南市でございまして、市営公園になります。泉南市が公園の整備、管理、運営する主体でございますのでご理解いただきたいと思います。

会長

そういうことですので、それはご理解いただきたいと思います。泉南市としてどういう公園にするかということについては、おそらく最終的には議会での議論になると思いますのでよろしくお願いします。

今日の趣旨は1号議案から4号議案まで、森委員が仰るように公園の内容は漠然とした感じで、委員のみなさんも反応がしにくいという面もあろうかと思うんですけども、都市計画審議会としては、公園整備の詳細な内容ではなく都市計画に関することを所掌しておりますので、都市計画上、この内容で良ければ審議会として判断し、その都市計画に基づいて、市が具体的な方向にすすんでいけるような状況を作り出したいということもでございます。事務局何かございますか。よろしいですか。それでは南委員お願いします。

委員(B)

4号議案、地区計画の5ページの建築してはならない建築物の部分ですが、B地区2はホテル用地だと思うのですが、この中で風営法に関する制限の内容があります。おそらくホテルであればバーなどできる可能性もあると思います。その辺りが風営法に関わってくると思うのですが、どのような見解をもたれているのでしょうか。それから同じく4号議案の8ページです。今、森委員も仰いましたが、私も本会議で市長に質問しているのですが、公園整備のコンセプトをもたず民間事業者の提案任せではないかという点です。今回示されているのは方針ですから、もう少し具体的に聞きたいと思います。例えば、ゾーンの設定などについてです。具体

的にいえば、今までわくわく広場近辺は、夕日の百選、恋人の聖地などと位置付けられてきましたが、事業者の提案によって継続性がなくなってしまうのかどうかというところです。継続性が必要な部分は、市としても民間事業者を公募する際の条件として付していくつもりがあるのかどうか。また、わくわく広場の取り扱いについて、公園内にどのような店舗等ができるのか不明ですが、現在の施設そのものを拡張できるのか等を含めてどのように考えているかをお聞きしたい。

市長

具体的なお話でございますが、夕日の百選や恋人の聖地は場所として指定されているものでございますので、変更はございません。道の駅的施設である総合交流情報拠点につきましては、公園事業者とお互いにWin-Winの関係になることを前提としておりますので、施設を撤去して建て替える、あるいは施設をそのまま利用することも可能でございます。それは、これから事業者の全体計画の中で決定されるものだと考えております。また、公園の両サイドにある樽井及び岡田浦漁業協同組合につきましては、公園事業に参画するかどうかは漁協に決定していただくと考えております。ただし、水産業協同組合法の規定によりまして、漁協としては参画出来ませんので、別の法人を作って参画していただくこととなります。

事務局

私の方から風俗営業に関するご質問についてお答えいたします。建築物の用途として、バーというものがございまして、風営法に該当するものと該当しないものがありますので、今回の変更案では、風営法に該当するバーは立地できないようにしております。風営法の適用につきましては、営業時間や照度の規制などによりまして、風俗営業に該当しないバーは立地できるということにしております。

委員(B)

今後、ホテルについてもどのようなホテルになるのか、リゾートホテルなのかビジネスホテルなのかということもありますが、リゾートホテルになると風営法の規制をかなり受けることになるのではないかと危惧しています。その辺りを細かく検討しておかないとホテルの中で営業したい施設に支障が生じる可能性もありますので、そういった点の精査を行っていただきたいと思っております。

また、先ほど市長から話がありましたが、例えば、樽井漁港にある釣り堀などの連携も必要になるかと思っております。漁業協同組合が公園事業に参画するには、法律の関係で別法人という形で参画しなければならないということをお聞きしたので、参画の意思があっても別法人を設立してまではできないというようなことも想定されますが、本日は、都市計画審議会ですので具体的な話は控えておきます。

わくわく広場については、機能を残すことが前提ということですが、皆さんもご存じのとおり、進入路が狭く

て観光バスが入れないという問題があります。総合交流情報拠点としての規模の拡大も考えられると思いますが、今後、公園施設として飲食・物販店舗等が計画された場合、機能が競合してしまうのではないかとこの点です。

そういうこともあるので、事業者の提案に任せると、例えば恋人の聖地や夕日百選を残すとしながら、ベンチを置くだけなどになってしまうのではないかと危惧しているのです。その辺り、共存共栄していくということが大きな問題だと思います。常々申し上げておりますが、恋人の聖地や夕日百選という名前があってもベンチを置いてるというだけではお客さんは来てくれません。このようなことを避けるために、事業者の提案任せではなく、公園としての全体像を市の方で最低限の条件を付していく必要があると思います。市の公園としてのコンセプトもなく、事業者の提案任せでは、森委員も仰ったように、市民はどのような公園ができるのか不安であると思います。市が事業者の提案に公園整備を丸投げしてしまうようでは、市民の望むような公園が整備できないと思います。

市長

事業者に丸投げというのは少し語弊がありますが、先ほどから申し上げているとおり、マーケットサウンディングを今実施しているところです。事業者から色々な意見をいただいて、どのような公園整備が可能であるのかを見定めた上で仕様書をつくるということです。その方法というのは、事業者任せというのではなく、りんくう公園の整備に最も適した内容を仕様書に盛り込んでいくという方法をとっていかうと考えています。その中で、道の駅的施設につきましても、そのまま残すのか、撤去して移転して新たなものをつくるのか、規模をもっと大きくするのか等につきましては、ご意見をいただいて検討させていただくということでございます。現段階では、それを撤去するとも移設するとも明確にお答えできる段階ではないということです。今後、ご意見をいただいて、その内容をもとにりんくう公園の事業者選定委員会で検討していくということです。今の段階では、明後日実施するマーケットサウンディングの説明会を行う予定でございまして、現在のところ26社が参加していただけますので、様々なご意見や提案がいただけけるものと期待しております。

委員(B)

その方法については問題ないと思います。私が危惧しているのは、26社参加されても、わくわく広場や恋日の聖地、夕日百選というものを重要なものと扱わないというケースもあり得ると思います。必ずそのことに対する意見があるとは、限りませんので、その辺りは、明確なコンセプトまでは必要ないかもしれませんが、少なくとも過去の経緯も含めて地域の状況を説明していただきたいと思います。今現在は、マーケットサウンディングの方針ですから、詳細の内容は記載されていませんが、市長が言われてますように意見や提案を聞くということですが、その中に、今申し上げているようなことが加味されていない場合、どうするつもりなのか

をお聞きしたいのです。

市長

マーケットサウンディングでご意見や提案をいただいた上で、公園整備をどういう形で進めていくかということを決めていきます。それとともに道の駅的施設、漁協の参画など地元との関わりを検討し、お互いにWin-Winの関係になるような公園整備というのは1つの条件になると思います。今回、ご意見をいただいて、そのような条件を最終的に公募する際の仕様書の中には盛り込んでいく予定でございます。公園事業者と地元の利益が相反する事がないような条件設定はさせていただきたいと考えています。今回、事業者からの意見や提案が地元に関する事がない場合でも、実際に事業を公募する前に地元の意向も含めて、市の考えとして、連携について仕様書に明記することになると考えております。

会長

他の委員のみなさん、いかがですか。

委員(C)

りんくう公園のことですけれども、泉佐野方面からマリブリッジを越えて泉南市内に入った途端、松林が少しあるだけで、物凄く荒れています。大阪府が管理しているのか、泉南市が管理しているのかわからないのですが、もう少しきれいにして欲しいと思います。

市長

大阪府は、りんくうタウン駅周辺の三角形のシンボル緑地などのみを整備しましたが、田尻町と泉南市の部分は整備が全く手つかずの状態になっています。そのような状態で20年が経過し、大阪府に対し、整備の要望をずっと行ってまいりましたが、なかなか整備してもらえませんでしたので、今後、20年、30年もかかるのであれば、泉南市で公園整備をしたいということを申し出ました。市としては、公園整備に何十億もかけられることができませんので、PFI手法で民間の力を使って整備しようと考えたところでございます。

委員(C)

今の状態では、訪れたい人もないでしょうし、にぎわいをつくろうという気分にもならないと思います。

市長

今回のマーケットサウンディングには、実際に26社が非常に興味を持って参加いただけます。土地を無料

でお貸して、公園整備事業を行ってもらうということで非常に興味を持っていただいています。私は、決して参入がないというようなことはないと思っております。

委員(C)

いつも泉南市内に入ってきた時、なぜこのような荒れ放題の景色になっているのかと思っておりましたが、事情がわかりました。泉佐野市の松林のあたりでは若い人が沢山来て、バーベキューをされていたりするので、泉南市でも同じようにできればいいと思っていました。

市長

今回、公園整備を行うPFI事業の中でそのような提案がいろいろ出てくると思っていますので、それらを審査した上で、最も良い案で整備していただくという風に考えております。

委員(D)

府営公園ということで、2市1町にまたがっておりますが、連続性がないように感じます。行政界で公園の状況が一変するというのも違和感を覚えるかもしれません。観光客から見れば、どこからが田尻町などということとは関係ないと思っておりますので、連携、連続性について田尻町と協議する予定はございますか。

市長

田尻町の区域について、大阪府がいつ整備するかという目途は立っておりませんし、また、田尻町も本市と同じような方法、PFIで公園整備を行うという意思表示をしておりません。田尻町域の公園については、当分今のままだと思われます。ですから、泉南市が先行して整備することになりますので、田尻町域が中抜けしたような形にはなりますが、りんくうタウンの南地区の中だけでも活性化できるような計画を立案してまいりたいと思っております。

委員(E)

B 地区 2 がホテル予定地と聞いたのですが、少しは、人が集ってにぎわいが創出されると思いますが、今回のマーケットサウンディングに参加される26社の中にはホテルの運営会社も含まれているのでしょうか。それとも公園とは別でしょうか。

市長

26社の中にホテル事業者も含まれておりますが、そのホテル事業者が必ずホテルを立地するか否かは

現段階では不明です。他の手法としては、建物を建築して、入居するホテル事業者を探すというような手法をとる事業者もごさいますし、様々な手法があります。ホテル事業者が府の分譲用地を購入して、ホテルだけを建築するという手法もありますが、分譲用地はホテルの建築敷地としての位置づけであって、りんくう公園も含めたエリア全体を考えて、その中にホテルを立地するという風に考えることもできるわけです。ホテルを立地すると修景施設が必要になるわけですが、隣接地が公園であるので、公園も含めて計画すれば必ずしも敷地内に設ける必要がないという立地条件ですから、非常に価値の高い土地であると思っております。そのような活用を検討すれば、通常のホテルのような建築物になるのか、コテージを並べたようなホテルになるのかということも含めて考えられると思います。それも一つの提案だと思います。

委員(F)

第4号議案でりんくうA地区1及び2のところで、学校の欄に括弧書きで各種学校などを除くという記載があり、この中には義務教育である小学校、中学校が入っていないくて、認定こども園や高等専門学校をあえて明記するという事は可能性があるものとして記載されているのか、その点、今後、将来的にどのように考えておられるのかお聞かせください。

事務局

ご指摘の箇所につきまして、義務教育の小学校、中学校は除いているわけですがけれども、可能性があればという観点と現行の地区計画を踏襲するということの両面から記載させていただいています。現在の地区計画においても大学、高等専門学校、専修学校、各種学校は除かれており、踏襲する形で記載しているということと、併せて可能性も含めて記載させていただいております。それから、認定こども園につきましては、新しい制度ですので少し複雑なのですが、従前から保育所は福祉施設として、用途地域に関係なく、全ての用途地域に建設可能という事になっております。他方認定こども園は、建築基準法上の用途では学校として扱われておりまして、議案書の4ページで一番右側のりんくうA地区4というのは、基本となる用途地域が工業地域なのですが、学校の内、認定こども園のみ建築基準法上制限されておりません。現行の地区計画を踏襲している関係から、学校という用途の一部を制限しているりんくうA地区1及び2においては、括弧書きの中に記載しないと認定こども園は建設できないという事になります。認定こども園の趣旨を踏まえ、また、りんくうタウン内で一貫性を持たせるという観点から、どの地域でも建設可能にしておくということで記載しています。

委員(F)

認定こども園は、どの用途地域でも立地可能であるので、現実的に建設される可能性は低いけれども、計画書に記載しておくということでしょうか。また、括弧書きの中に高等専門学校などの学校も制限から除くこと

になっていますが、立地の可能性はなくても記載しておかなければならないということでしょうか。

事務局

りんくう A 地区1及び2の除外規定に認定こども園を記載しなければ、りんくうA地区3及び4では、認定こども園は建設可能で、りんくうA地区1及び2においては認定こども園が建設できないという状況が生じます。他方、認定こども園を除外規定に記載しない場合でも同じような役割を果たしている保育所は、りんくうA地区1及び2においても建設できるということになります。

前のスクリーンをご覧ください。左側の従前のままであればりんくうA地区1及び2では、認定こども園は制限されます。今回、制限の除外規定に記載することによって、右側のとおり認定こども園が建設可能となります。他方、一番下の欄の保育所は従前から、A 地区のどこでも建築可能で、変更後も建築可能であるということになります。以上のことから、新たな制度である認定こども園の主旨を踏まえるとりんくうA地区1及び2においても立地可能にしておくべきということで記載しております。

会長

よろしいですか。他にご意見ございませんでしょうか。

委員(G)

今回の変更については、相対的には良いと思っておりますが、その前提になる先ほど、市長から発言ありましたマーケットサウンディングの資料をいただいておりますが、この内容の説明を先にさせていただきたいと思います。公園整備ということが今回の都市計画変更の基になっていると思うのですが。

事務局

ご指摘のマーケットサウンディングの説明でございますが、議案の採決が終わった後にその他報告として説明させていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

会長

予定としては後でこれを説明していただくということですが、気持ちとしては、これを先に説明していただいってから議決をしたいというご主旨ではないかと思うのですが、いかがですか。先に説明していただきましょうか。その方がすっきりしない、方向性がわからないまま採決するというのは、少し審議会としては辛いところですので、先に説明をしてください。よろしく願いいたします。

事務局

それでは、先ほどからご審議の中でたびたび俎上に上がっているマーケットサウンディングについて、概要をご説明させていただきます。

実施要領につきましては、本日、配布させていただいておりますので、後ほど目をとおしていただけますと幸いです。

今回のマーケットサウンディングでございますが、りんくうタウン内の泉南市域部分については、いまだ有効活用がなされていない状況でございます。そこで、新たに都市公園「(仮称)泉南市営りんくう公園」を設けて、泉南市のまちづくりの拠点とすることを目指しています。(仮称)泉南市営りんくう公園整備事業については、大阪府より泉南市部分を借り入れ、民間活力を導入して財政負担を低減するいわゆるPFI事業として進めることとしています。

この公園整備により、にぎわいを創出し、レクリエーションゾーンとして再生させ、併せて、近年増加傾向にあるインバウンド観光への対応強化を図ることも目指しています。その中で、大阪府が所有する売却予定地に宿泊施設を誘致し、公園の整備と一体的に整備を行うことで、公園と宿泊施設の双方の魅力を高めることを目指しています。

今回実施するマーケットサウンディングにおいては、本公園の整備及び維持管理・運営の実施主体となりうる民間事業者との個別対話により、事業の採算性や企画の方向性、事業スキーム、官民費用負担の考え方や運営の仕組み等の提案をしていただくとともに、本事業に対する参入の意向や本事業に対する要望等をお聞きし、把握することにより、参入しやすい公募条件や実現性の高い事業スキームを設定する等、「(仮称)泉南市営りんくう公園」の事業者の募集内容などに反映することを目的として実施します。

マーケットサウンディングのスケジュールといたしましては、1月19日、明後日になりますが、実施説明会・現地説明会を実施いたします。その後、2月20日から24日の期間に個別対話を実施します。

このマーケットサウンディング実施にあたり、泉南市のホームページに掲載するとともに、PFI協会のホームページや業界新聞にも掲載されたところです。さらにPFI事業の実績のある企業等、約200以上に案内したところ、1月19日に予定している実施説明会には26社48名の申し込みがあり、その後引き続き行う現地見学会には20社39名の方の申し込みがあったところでございます。

以上でございます。

会長

ご説明いただきましたが、実施要領だけでは、なかなか様子がわかりづらいですが、公園に関心がある26社が説明会に参加いただけるということで、その後、事業者が検討されて、公園整備事業の可能性についてご意見をいただけるということだと思えます。スケジュール感はよくわかりませんが、いただいたご意見を市の

方で検討し、具体的な公園整備事業の条件整理を行っていくということだと思います。

今後、市議会では重要な案件ですから、議論されることになると思いますが、本審議会での事業をどう扱うかという点があります。

マーケットサウンディングをこれから行うということで、具体的な公園整備のイメージは不明確でございますが、今後の市の発展のために、その前段として、都市計画法上の条件整理を本日の4議案で行うということであると考えます。

市長、何かございますか。

市長

前にスケジュールを示しておりますけれども、今週、マーケットサウンディングの説明会を開催し、希望する民間事業者から、今回の公園整備事業に関する各々の得意分野についてご意見を個別対話という形でいただき、それをとりまとめて、公園整備の実施方針、簡単に申しますと仕様書を作成します。その後、募集要項を公表いたしまして、民間事業者、企業グループの募集を行います。その際、応募してくる事業者が複数あるかどうか現段階では不明ですが、その提案された内容を審査し、優先交渉者を決定させていただき、最終の契約をさせていただくという流れでございます。

今後、公園整備の内容が具体的にになってきた段階で、都市計画審議会にもご報告させていただきたいと思っておりますし、事業をすすめていく上では市議会との調整も必要でございますので、現段階では整備内容は確定しておりませんが、各段階におきまして、お知らせしてまいりたいと考えております。

会長

市長から今後の方針について、お話がございました。

都市計画審議会といたしましては、マーケットサウンディングによる細かい公園整備の議論ではなく、都市計画上の観点から、本日の4つの議案について採決を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

<異議なし>

会長

4案件について1つずつ採決をさせていただきます。

第1号議案、南部大阪都市計画緑地(第0-2号りんくう公園)の変更について、本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

<全員挙手>

会長

全員一致でございます。

ありがとうございます。

第2号議案、南部大阪都市計画用途地域の変更について、本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

<全員挙手>

会長

全員でございます。

ありがとうございます。

第3号議案、南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

<全員挙手>

会長

全員です。

ありがとうございます。

第4号議案、南部大阪都市計画地区計画(りんくうタウン南・中地区地区計画)の変更について、本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

<全員挙手>

会長

全会一致で賛成でございます。

ありがとうございます。

全会一致で4つの議案について、原案通り承認することといたします。

なお、本日の案件に対する答申の形式につきましては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長

ありがとうございます。

事務局からその他の報告等がなければ、これにて閉会させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

<意見なし>

会長

ありがとうございます。

それでは、平成28年度第2回泉南市都市計画審議会の閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後7時50分終了。